

令和8年度の飯塚市における内容及び履行が比較的容易である小規模な修繕、物品の購入等の小規模業務等の見積りに参加する者に必要な資格、申請の時期等を定めたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)第5条第2項及び第35条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月5日

飯塚市長 武 井 政 一

1 対象業務

- (1) 30 万円未満の小規模な修繕の請負
- (2) 10 万円以下の物品の購入

2 見積りに参加する者に必要な資格

- (1) 市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業者であること。
※個人事業者で、市内に事業所の本店を置いているが、飯塚市に住民登録がない場合は申請できません。
- (2) 市内で引き続き 1 年以上の営業の実績があること。
※個人事業者については、令和 7 年 4 月 1 日現在で、飯塚市に住民登録が 1 年以上あること。
- (3) 飯塚市契約規則第 36 条の規定に基づく有資格者名簿と二重登録にならないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していない者
- (6) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

3 受付期間

令和 7 年 10 月 27 日(月)から令和 7 年 11 月 14 日(金)まで

4 受付方法

郵送にて受付(簡易書留、レターパックプラス等の追跡可能な郵送方法に限る。)

5 郵送先

〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 行政経営部契約課

6 資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

7 そ の 他

申請書提出要領及び各種様式等は、飯塚市のホームページからダウンロードできます。(受付期間の約 1 ヶ月前に掲載する予定です。)

飯塚市ホームページアドレス <https://www.city.iizuka.lg.jp/>

【トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→申請・登録→小規模業務等契約希望者登録申請】